

奨学生 の 心 得

社会福祉法人 青葉福祉会

仙台市青葉区宮町一丁目4番47号

電話 022(263)0531

社会福祉法人青葉福祉会奨学金貸与規程

(目 的)

第1条 本会定款第1条により「奨学金の貸与をする事業」の施行については、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 学資（以下奨学金という）の貸与を受けることができるものは主として母子家庭又は生活に困っている家庭の学生とする。

(貸与額)

第3条 奨学金貸与の月額は次の額とする。

大学生、大学院生 1人当り 20,000円

(期 間)

第4条 奨学金を貸与する期間はそれぞれの法令で定められてある修業期間とする。

(推薦書類)

第5条 奨学生（奨学金の貸与を受けるものをいう。以下同じ）志望者は在学する学校長の推薦を受け、次の各号の書類を添え、在学する学校の長を経由して理事長に願い出なければならない。

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
- (2) 奨学生推薦書（様式第2号）
- (3) 学業成績証明書及び人物考査書（様式第3号）
- (4) 家庭状況調査書（様式第4号）
- (5) 総所得証明書
- (6) 戸籍謄本、誓約書、連帯保証人の印鑑証明（採用者のみ）

2. 奨学生願書には奨学生志望者と連帯保証人が連署しなければならない。
3. 連帯保証人は本人の父母兄弟又はこれに代わるものでなければならない。

(選 考)

第6条 奨学金貸与を行う場合の認定は、別に定める奨学生選考委員会規程による委員の選考を経たる者について、理事長が行うものとする。

2. 前項の認定を行ったときは在学する学校の長を経て本人に通知する。

(支 給)

第7条 奨学金は3ヶ月毎に理事長から在学する学校の長を経て本人に交付する。

（支給日は別に通知する）

(変更)

第8条 特別の事情が生じすでに決定された金額又は貸与期間は予め本人ならびに在学する学校の長に通知したあとでなければ変更することはできない。

(停止)

第9条 奨学生が休学したときはその期間奨学金の交付を停止することができる。

(奨学生の資格喪失)

第10条 奨学生が次の各号の一に認められるときは在学する学校長の意見を聴取し、奨学生としての資格を喪失させることができる。

1. 傷痕、疾病のため修業の見込みがないとき。
2. 学業成績および操行が不良となったとき。
3. 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
4. 奨学生として適当でないとき。

(奨学金の返還)

第11条 奨学生は卒業の年の翌年4月1日から10年以内に、学資金として貸与を受けた金額を半年賦もしくは年賦の方法で返還しなければならない。

2. 奨学金は最終期間まで無利子とする。
3. 奨学金の返済方法は奨学金の最終交付時に於いて協議決定する。

第12条 奨学生が退学又は奨学金を辞退し若しくは第10条の規定により資格を喪失したときは、前条に準じて奨学金を返還しなければならない。

(返還期日の延期)

第13条 止むを得ない理由により奨学金を返還期日に支払うことができない者については、願出によって奨学金の支払日を延期することができる。

(借用書)

第14条 奨学生(死亡の場合は保証人)は奨学金の最終交付を受けたときは、すみやかに連帯保証人と連署して在学する学校の長を経て奨学金借用証(様式第6号)を提出しなければならない。

2. 第10条の規定により資格を喪失したとき又は死亡した時は前項の手続きに準じてすみやかに借用証を提出しなければならない。

第15条 本会は必要と認めるときは奨学生に対して学業成績表を提出させることができる。

(異動届)

第 16 条 奨学生は次の一の事由が生じたときは連帯保証人と連署の上在学する学校の長を経由してすみやかに届出なければならない。

1. 休学、復学、転学又は退学したとき
2. 本人及び連帯保証人の身分、住所その他理事長が必要と認める事項に異動があったとき

(連帯保証人の責務)

第 17 条 連帯保証人は奨学金の返還について奨学生又はこの奨学金を受けた者と連帯して責任を負うものとする。

第 18 条 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは遺族又は連帯保証人は戸籍抄本を添えて直ちに届出なければならない。

(返還金の免除)

第 19 条 奨学生又は奨学生であったものが奨学金返還完了前に死亡したときは未返還の奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2. 前項に規定する返還者減免を受けようとするときは、連帯保証人又は遺族はその事情を具して願い出なければならない。

第 20 条 この規程施行については必要な事項は理事長が別にこれを定める。

付 則

この規程は平成 25 年 8 月 1 日より施行する。

青葉福祉会奨学生の注意事項

1. 奨学金の受領

奨学金はその都度確実に受領すること。

(1) 奨学金の交付は学校長

(2) 受領の手続

青葉福祉会所定の奨学金受領書（学校印）に所要事項を記入捺印し、登録してある印鑑に学生手帳を添えて学校の窓口にし出すこと。

(3) 奨学金の支払期間

当該月の10日に送金するので、送金後6日以内に受領すること。

但し、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(4) 奨学金の受領印

奨学生カードに登録した印を使用すること。

印を替える場合は学校に備えてある所定の改印届を学校長を通じ本会に提出すること。

(5) 代理受領

原則として認めない。どうしても受領できない事情があるときは、学校長の承認を得ること。

(6) 長期間の奨学金の未受領

何の連絡もせず3回以上奨学金を受領しないときは奨学金の交付を打ち切り辞退扱いとする。

(7) 奨学金受領の記録

奨学金を受領したらその都度奨学金受領控えに記録すること。

(8) 奨学金受領証、印章の保管

保管を厳重にし紛失、盗用などの起こらぬように注意すること。

2. 本会および学校との連絡

(1) 本会より直接学校に連絡する。

(2) 学校からの連絡

奨学生の事務は学校の事務室で行われる。

(3) 奨学生番号

(ア) 本会への事務はすべて奨学生番号によって整理されているから、奨学生番号は償還を完了するまで絶対に必要である。

(イ) 本会への連絡、届出等の際は学校名、氏名と共に奨学生番号を必ず記入すること。

3. 異 動

奨学生自身、または連帯保証人の身分に異動を生じた時は、直ちに所定の様式で諸届を学校を通して提出しなければならない。

これを怠ると奨学生としての資格、特典を失うなどの不利を招くことがある。

(1) 休学と奨学金の休止

休学中は奨学金の交付を中止する。

(ア) 2年以内の休学の場合

休学届（長期欠席）（様式B2号）に休学の事由を詳しく記し、病気休学の場合は医師の診断書またはその写を添えて提出すること。

休学中6ヶ月毎に休止者近況報告書（様式B3号）を必ず提出すること。

(イ) 休学が2年以上の長期にわたるときは、奨学金辞退届（様式B6号）に奨学金借用証書を添えて届出ること。

(2) 復学と奨学金の復活

(ア) 休、停止中の者が復学して奨学金の復活を希望する場合、復学と同時に奨学金復活願（様式B4号）を学校を通して提出すること。（病気で休学した人の場合は診断書またはその写しが必要）

この場合は同一学年を再履修することになっても奨学金の貸与を認めることがある。

(イ) 復活を認めた場合は学校を通じて通知する。

(3) 転学と奨学金

奨学生が転学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

(4) 転学と借用証書の提出

他の学校へ転学するときは、それまでに貸与を受けた奨学金の借用証書を、転学の前に転出校に提出しなければならない。

(5) 辞退と退学

辞退する場合は辞退届（様式B6号）、退学する場合は退学届（様式B5号）にそれぞれ借用証書を添えて学校経由で届出ること。

(ア) 奨学金の返還義務

辞退または退学して1ヶ年を経過すれば返還義務を生ずる。

（奨学金返還の項参照）

(イ) 在学生の返還猶予

辞退、退学の後引き続きいずれかの学校に在学して奨学金の返還猶予を希望するときは、在学届（様式B13号）を提出すれば猶予される。

(ウ) 辞 退 扱

奨学金を長期未受領の場合は、本人の届出によることなく辞退したものとして扱う。

(6) 死亡の場合の処置

遺族又は連帯保証人から死亡届、戸籍抄本、借用証書を学校経由で届け出ること。

(返還不能の場合は返還免除を願い出ることができるが、死亡届出の際の借用証書の提出を省略することができない)

(7) 大学院における奨学生の採用

(ア) 大学で奨学生であった者が大学院へ進学しても、奨学金はそのまま継続して貸与されることはない。

(イ) 大学院生の奨学金の貸与期間は最長2年間とする。

(ウ) 大学院生で初めて奨学金を志望する者は「奨学金貸与規程」第5を準用する。

(エ) 大学で奨学生であった者が大学院においても継続して奨学生を志望する者は、「奨学金貸与期間延長願」(様式B1)を提出するものとする。

奨 学 金 の 返 還

1. 返還の重要性

奨学金の財源は主として学生寮（フrendル八木山及びエクレール青葉）の賃貸料と返還金であり、その年の返還金はすぐその年に使用される。したがって予定された金額の返還がなければ、奨学生採用計画を縮小しなければならない。一方返還成績が向上すれば、事業の規模も拡大されるわけで、育英奨学事業の成否はまったく返還状況のいかんにかかっている。後輩のために、確実に返還を履行し、社会の信用と期待にこたえて欲しい。

2. 奨学金借用証書の提出

(1) 提出の時期

遅くとも最後の奨学金を受領した年の年度末までに学校経由で提出のこと。

(2) 借用証書の内容

返還の具体的方法（借用総額、返還総額、返還期間、年賦額、期日）を明細に記載する。

(3) 年 賦 額

奨学金返還基準最低年賦額表（例）

返 還 総 額	年 賦 額	半 年 賦 額
100,000以下	10,000	5,000
200,000以下	20,000	10,000
250,000以下	25,000	12,500
300,000以下	30,000	15,000
350,000以下	35,000	17,500

（但し、特別の事由があるときはこの限りではない。）

3. 奨学金の返還方法

借用証書記載の方法による。年賦、半年賦の方法で返還することになるが、万が一止むを得ない場合のほかは年賦で返還することが望ましい。

(1) 返還期日

卒業後1年経過した適当な日を第1回返還期日と定め、以後毎年同月同日をその年の返還期日とする。

(2) 奨学金の送金と奨学生番号

送金するとき奨学生番号を書かない者がいるが、どんな場合にも奨学生番号を忘れないこと。家族が替わって送金する場合など特に注意が必要である。

(3) 送金の方法

送金は次の方法による。

(ア) 郵便振替貯金利用の場合

普通郵便振替口座 02230-1-175

(郵便局の用紙利用)

(イ) 銀行利用の場合

銀行口座振込

三井住友銀行 仙台支店 普通預金 No.239978

(4) 返還金の受領証

返還金の受領証は、銀行や郵便局に払込んだときのものが受領証となるので大切に保管すること。

(5) 返還金の送り先

仙台市青葉区宮町一丁目4-47号

社会福祉法人 青葉福社会 理事長宛

4. 返還の通知、督促と法的措置

(1) 返還の通知

返還期日が到来する前6日以前に通知する。

(2) 督促

住所変更等の届出がないとき、または返還しないときは連帯保証人に対して督促する。

(3) 支払命令の申立

督促を受けても返還しないとき。その他必要があると認めたとき。

(4) 強制執行

上記の処置を講じても返還しないとき。

5. 延滞金の徴収

返還を怠っている者に対し、延滞期間6ヶ月を超えるごとに、6ヶ月について延滞額の100分の5に相当する延滞金を徴収する。

6. 奨学金の延滞期間前における一括返還

支払能力があるにもかかわらず著しく返還を怠った場合には借用証書に記載の返還期限にかかわらず、本会が返還日を指定し、その日までに返還未済額の金額を一括返還させる。

7. 返還金等の充当順位

収納された返還金等は次の順位で充当する。

(1) 支払命令申立費用

(2) 延滞金

(3) 返還金

8. 貸与終了後の願届

(1) 在学届 (様式13号)

上級学校へ進学して在学中返還猶予を希望するときは、学校長の証明を得て入学後直ちに提出すること。

(2) 住所および職業届 (様式B9号)

貸与期間満了、卒業、終了、退学、辞退、廃止後2ヶ月以内に届け出ること。

(3) 転居(改名、転籍)届 (様式B10号)

変更のつど2ヶ月以内に届出ること。

連帯保証人の場合も同様とする。

(4) 勤務先変更(転居)届 (様式B11号)

変更のつど2ヶ月以内に届け出ること。

(5) 連帯保証人、変更届 (様式B8号)

変更のつど2ヶ月以内に届出ること。

(6) 奨学金返還猶予願 (様式B14号)

真に止むを得ない事情で返還が一時困難なときは、そのつど出願すること。但し、返還期日前に出願しなければ認められない。

(7) 奨学金返還方法変更願 (様式B12号)

返還年賦額、返還期間、返還期日を変更しようとするとき、返還期日到来2ヶ月前に連帯保証人2人の署名、押印をして願出ること。

(8) 死亡届 (様式B7号)

遺族または連帯保証人が戸籍抄本をそえて提出すること。返還は相続人または連帯保証人が代行する。

(9) 奨学金返還免除願 (様式B15号)

本人が死亡し、遺族、連帯保証人、ともに返還不能のとき、または本人が不具廃疾となり返還不能のとき願出ること。

(ア) 死亡のとき

遺族または連帯保証人が返還不能になったときから1年以内に、奨学金返還不能の事情を証する書類(様式B16号)と本人死亡の事実を記した戸籍抄本を添え、遺族が連帯保証人と連署のうえ願出ること。

(イ) 不具廃疾のとき

その事実および程度を証する医師または、歯科医師の診断書と奨学金返還不能の事情を証する書類を添え、1年以内に連帯保証人と連署して願出ること。